

日光ブランド
認定!

日光の社寺×奥日光の湿原

FOR ALL OF NIKKO

地球上に存在するさまざまな文化遺産や自然遺産を特定の国や民族のものとし

「世界遺産条約」とは?

認定の範囲：湯ノ湖 35・71 ha、湯川 53 ha、戦場ヶ原 174・68 ha、小田代原 44・ha の合計 280・41 ha

「奥日光の湿原」

◆世界遺産「日光の社寺」認定の範囲：日光山内にある東照宮や輪王寺、一荒山神社の103棟の建造物群(国宝9棟、重要文化財94棟)およびこれらを取り巻く遺跡(文化的景観) 50・8 ha

日光ブランドとして認定した地域資源

平成25年度から、日光ブランド認定制度が始まりました。世界遺産「日光の社寺」とラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」は、条約に基づき登録された資産であり、世界共通の価値があるものとして認められているため、日光ブランドとして認定しました。

破壊されやすい湿地の保全を各国が進めることを目的とした条約です。

「ラムサール条約」とは?

正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

「ラムサール条約」とは?

日本は現在、文化遺産12、自然遺産4の合計16の世界遺産を有しており、「日光の社寺」は平成11年に、日本では10番目の世界遺産として登録されました。



ただでなく、世界の全ての人にとってかけがえのない「宝」として保護していくという考え方が、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」が生まれま



なども含む広い意味に捉えられています。現在、日本には46の登録湿地があり、「奥日光の湿原」は平成17年に登録されました。

世界遺産×ラムサール条約登録湿地

これらの条約で定められた資産を両方とも有する自治体は、日本の自治体1、742団体(平成25年1月1日現在)の中でも、日光市、廿日市市(広島県)、屋久島町(鹿児島県)、那覇市(沖縄県)の四つだけです。私たちは、貴重な地域資源と共に暮らしていることをあらためて認識し、次の世代や、交流客の皆さんに

くわしくは
総合政策課
日光ブランド戦略室
☎(21)5131

くわしくは

申込：応募用紙に記入し、5月10日(金)までに総合政策課へ郵送または持参
※応募用紙は総合政策課、各総合支所市民福祉課、各支所・出張所で配布の他、日光ブランドホームページ(<http://system.nikko-brand.jp/>)からダウンロードいただけます。

◎対象：市内に在住または勤務している、日光ブランドの認定審査について関心がある方
◎定員：若干名
◎任期：委嘱の日から平成28年3月31日まで
※年度内に5回程度会議を予定

◎報酬：会議1回につき2,000円
◎申込：応募用紙に記入し、5月10日(金)までに総合政策課へ郵送または持参
※応募用紙は総合政策課、各総合支所市民福祉課、各支所・出張所で配布の他、日光ブランドホームページ(<http://system.nikko-brand.jp/>)からダウンロードいただけます。

日光ブランド認定審査委員会委員を募集します!!

も、その素晴らしいさを広く伝えていきましょう。

皆さんの意見を大募集!!

パブリックコメント

パブリックコメントとは?

「パブリックコメントとは、」市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民の皆さんから提出された意見を考慮して最終的に決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます。

日光市協働のまちづくり推進の指針(原案)

市民と市の協働のまちづくりを推進するため、協働による事業の基本的な考え方や進め方などを体系化した指針です。

◎公表資料

日光市協働のまちづくり推進の指針(原案)

◎資料の閲覧場所および開設時間

- 地域振興課 第3庁舎2階
- 情報公開コーナー(本庁舎2階)
- 各総合支所市民福祉課・支所・出張所
- ※土曜・日曜日、祝日を除く日の午前8時30分～午後5時15分

◎各公民館・図書館

- 市民サービスセンター
- ※各施設の開設日・開設時間

◎市ホームページ

- 意見を提出できる方
- 市内に在住または勤務・在学している方
- 市内に事務所・事業所の間

ある個人・法人・団体

○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

◎意見の提出方法

- 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・メール・ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。
- ※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。

◎提出の様式は自由ですが

専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◎資料の閲覧および意見の提出期間

- 5月1日(水)～15日(水)必着
- ◎提出意見の取り扱い
- ◎提出していただいた意見

担当部署(提出先)及びくわしくは

〒321-1292 今市本町1番地
地域振興課 市民協働推進係
☎(21)5147
FAX(21)5109
メール chiki-shinkou@city.nikko.lg.jp



は、指針策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。

○個々の意見に対して、直接、個別の回答はしません。

○意見募集結果の公表の際には、意見の内容以外(住所・氏名など)は公表しません。